

千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 ○千葉県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年千葉県規則第五十四号）

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知)</p> <p>第二条 法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の規定による通知は、聴聞通知書（別記第一号様式）により行うものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第三条 法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の通知を受けた者（法第十五条第三項）第十五条第四項後段及び条例第十五条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日（場所）変更通知書（別記第三号様式）により当事者及び参加人（その時まで）に法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の求めを受諾し、又は法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第十七条 法第三十条及び条例第二十八条の規定による通知は、弁明の機会付与通知書（別記第十六号様式）により行うものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(聴聞の通知)</p> <p>第二条 法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の規定による通知は、聴聞通知書（別記第一号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第十五条第三項及び条例第十五条第三項の規定により揭示場に揭示する場合においては、聴聞公示通知書（別記第二号様式）を揭示して行うものとする。</p> <p>(聴聞の期日及び場所の変更)</p> <p>第三条 法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の通知を受けた者（法第十五条第三項）第十五条第三項後段及び条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2 行政庁は、前項の申出により、又は職権により、聴聞の期日又は場所を変更することができる。</p> <p>3 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、聴聞期日（場所）変更通知書（別記第三号様式）により当事者及び参加人（その時まで）に法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の求めを受諾し、又は法第十五条第一項及び条例第十五条第一項の許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p> <p>第十七条 法第三十条及び条例第二十八条の規定による通知は、弁明の機会付与通知書（別記第十六号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第三十一条において準用する法第十五条第三項及び条例第二十九条において準用する条例第十五条第三項の規定により揭示場に揭示する場合には、弁明の機会付与公示通知書（別記第十七号様式）を揭示して行うものとする。</p>